

倉吉市告示第142号

令和7年度及び令和8年度において市が発注する測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタントの業務（以下「測量等業務」という。）の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、その審査申請手続等について次のとおり定めたので、倉吉市財務規則（平成12年倉吉市規則第30号。以下「規則」という。）第103条第4項（規則第117条において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年10月31日

倉吉市長 広田 一恭

1 入札参加資格

入札参加資格は、入札への参加を希望する測量等業務の種別（別表に定めるところによる。以下「希望区分」という。）ごとに、次に掲げる要件を満たす者に対して付与する。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和5年4月1日から申請日までの間に、希望する業務区分に係る業務を完了し、成果品を納入した実績があること。
- (3) 市税（延滞金及び加算金を含む。）に未納がないこと。
- (4) 法人にあつては法人税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。）に、個人にあつては所得税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。）に未納がないこと。
- (5) 2(1)により提出する書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- (6) 倉吉市暴力団等排除条例（平成24年倉吉市条例第6号）第2条第1号に掲げる暴力団等のうち同号に定める暴力団員若しくは当該暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）又は暴力団員等を役員等（役員、支配人及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤である者を含む。）としている法人若しくは個人でないこと。
- (7) 次に掲げる登録を受けていること。

ア 業種区分のうち測量業務の入札参加資格を希望する者にあつては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による測量業者としての登録

イ 業務区分のうち建築関係建設コンサルタント業務の入札参加資格を希望する者にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による建築士事務所の登録

2 申請手続

(1) 申請方法

インターネットの鳥取加資格審査申請共同受付システム (<https://www2.nssinsei.jp/tottori-pref>)（以下「TCAS」という。）により必要な事項を入力し、及び(2)に定める提出書類の電子データを添付して申請すること。

(2) 提出書類

入札参加資格の付与を受けようとする者は、次に掲げる書類（各種証明書及び住民票の写しは、申請日前3月以内に発行されたものに限る。）を提出すること。

- ア 令和6年10月1日の属する営業年度の直前の営業年度の貸借対照表又はその写し及び損益計算書又はその写し
- イ 商業登記簿の謄本若しくはその写し又は当該法人の登記事項証明書若しくはその写し（個人の場合は、住民票の写し又はその写し）
- ウ 1(7)の登録を受けている場合にあっては、その登録の証明書又はその写し
- エ 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の登録を受けている場合にあっては、直近の建設コンサルタント現況報告書（同規程様式第16号）の副本（確認印があるものに限る。）の写し
- オ 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の登録を受けている場合にあっては、直近の地質調査業者現況報告書（同規程様式第16号）の副本（確認印があるものに限る。）の写し
- カ 補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項の登録を受けている場合にあっては、直近の補償コンサルタント現況報告書（同規程別記様式第14号）の副本（確認印があるものに限る。）の写し
- キ 国税及び地方税に未納がないことを証する次に掲げる納税証明書又はその写し
 - (ア) 法人にあっては、法人税、消費税及び地方消費税に係るもの（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式（以下「第9号書式」という。）その3の3）
 - (イ) 個人にあっては、所得税、消費税及び地方消費税に係るもの（第9号書式その3の2）
- ク 営業所一覧（共通様式第1号）
- ケ 印鑑証明書
- コ 使用印鑑届
- サ 資本関係・人的関係に関する届出書（様式第5号の2）（県内に本店を有する者に限る。）

(3) 受付期間

次に掲げる期間とする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、当該期間以外の期間に提出することができる。

受付回	認定時期	受付期間
第1回	令和7年4月	令和6年12月1日から令和7年1月31日まで
第2回	令和7年7月	令和7年4月1日から同月30日まで
第3回	令和7年10月	令和7年7月1日から同月31日まで

(4) その他

- ア 入札参加資格の申請をした後に、申請内容に変更を生じた場合は、T C A Sにより速やかに変更申請を行うこと。
- イ この告示に記載されていない事項については、「令和7・8年度倉吉市測量等業務入札参加資格審査申請について」によるものとする。

3 更生会社又は再生会社の入札参加資格

令和6年10月1日以後に会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の決定が行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の決定が行われた者については、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日を審査基準日として入札参加資格を付与するものとする。この場合において、その者に既に入札参加資格が付与されているときは、入札参加資格の再認定を申し出なければならない。

4 入札参加資格の審査の結果

入札参加資格の審査の結果については、市のホームページにおいて公表する。

5 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を付与された日から令和9年3月31日（次の各号に定める場合にあっては、それぞれ当該各号に定める日）までとする。

- （1） 入札参加資格を付与された者が、1に掲げる要件のいずれかに該当しないことになった場合
市長が当該事実を確認した日の前日
- （2） 令和9年度及び令和10年度の測量等業務の入札参加資格、その審査申請手続等が令和9年2月1日までに告示されない場合 当該告示の日から起算して60日を経過した日

6 問い合わせ先

〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地

鳥取県倉吉市建設部管理計画課

電話 0858-22-8174

kanri@city.kurayoshi.lg.jp

別 表

業種区分	業務区分	
測量業務		
建築関係建設コンサルタント業務	建築設計	
	設備設計	
	建築監理	建築監理（建築）
		建築監理（電気・機械）
土木関係建設コンサルタント業務		
地質調査業務		
補償関係コンサルタント業務		